

鹿沼市生ごみ処理機等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する生ごみ処理機等設置費補助金(以下、「補助金」という。)については、鹿沼市補助金等の交付に関する規則(昭和53年鹿沼市規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、コンポスト容器若しくはEM生ごみ処理容器(以下「容器」という。)又は機械式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入し、及び設置する者に対し、経費の一部を補助することにより、生ごみの堆肥化による有効利用とごみ減量を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鹿沼市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 容器又は処理機を有効に活用できる者
- (3) 生ごみを減量し、又は処理した堆肥を有効に活用できる者
- (4) 市税を滞納していない者

2 補助対象は、1世帯につき、容器にあつては2個、処理機にあつては1台とする。

3 再購入した容器又は処理機については、以前補助金の申請をした年度から5年を経過して申請する容器又は処理機を対象とする。

4 前3項の規定に関わらず、その使用により環境への重大な負荷が加わる恐れがあり、又は公衆衛生上好ましくない容器若しくは処理機については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 容器1個又は処理機1台あたりの購入費の2分の1以内とする。ただし、容器の購入にあつては6,000円を、処理機の購入にあつては30,000円を限度とする。
- (2) 前項の規定による補助金の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 補助金の交付は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めた者に対して市長が決定する。

2 市長は、補助金の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条の決定を受けた者は、交付の決定の日と同一年度内に、別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 補助金の交付を請求し、又受領しようとする者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部、又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱及び鹿沼市補助金等の交付に関する規則（昭和53年3月31日鹿沼市規則第15号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。